

## 〈研究ノート〉

## 戦後初期愛知県における公民館の設立・運営過程に関する研究

— 額田郡幸田村を中心に —

益 川 浩 一\*

## 1. 本研究の課題と方法—課題意識—

とりわけ1980年代以降の臨時行政調査会による行政改革のもと、憲法・教育基本法制下で創造、蓄積されてきた「権利としての社会教育」は、危機的状況に追い込まれてきたといえる。臨時教育審議会による教育改革提言「生涯学習体系への移行」の政策化、1990年のいわゆる生涯学習振興整備法の施行、昨今の急激な地方分権化と規制緩和にともなう社会教育法改正への動き等のなかで、戦後社会教育改革の民主主義的諸原則の否定・廃棄をめざす政策が、いわゆる社会教育終焉論とも呼応しつつ矢継ぎ早に具体化され、今日に至っている。「社会教育の自由と自治」といった戦後社会教育のすぐれて積極的な教育的価値が、いま存廃の岐路にたたさされているといっても過言ではないだろう。こうした状況の中で、戦後教育改革、とくに戦後社会教育の骨格が形成された戦後初期の社会教育改革の実像をより精緻にとらえることが、これまで以上に重要な課題となってきた。

こうした課題意識のもと、近年においては、例えば、名古屋大学教育学部社会教育研究室（以下、名大社教）が、戦後初期、とくに占領期社会教育改革に注目し、連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局（GHQ/SCAP・CI&E）を中心とする関係文献・文書の分析を通して、占領政策の一環としての社会教育政策の解明に取り組んできている（以下、名大占領期研究と記す）<sup>1)</sup>。名大占領期研究は、CI&Eの社会教育政策の実像を実証的、かつ問題構造的にとらえ、占領軍の社会教育改革の意義と限界を解明したものであり、そのことを通して戦後社会教育改革の実像をより精緻に解明した先駆的研究成果である。ところが、名大社教

自身も指摘するように、名大占領期研究においては、「地域に深く分け入った実態分析」、すなわち、中央とは相対的に独自の地域ならではの動態に注目する視点は、やや希薄であった<sup>2)</sup>。「本来、教育はきわめて人間的な、しかも日常的な営みである。それは単なる観念でもなければ、一片の通牒でもない。中央行政の動きはむろん無視できないが、地域には地域の独自主張があり、工夫があり、とりくみがあることを忘れてはならない」であろう<sup>3)</sup>。戦後社会教育改革の実像をより精緻にとらえるためには、国際的な視野のもとに、しかも地域における住民の民主的主体形成の営為を基軸にすえつつ、その歴史的特質を析出することが必要であると思われる。

以上のような問題意識にたち、本稿は、戦後社会教育改革研究の一環として、中央とは相対的に独自の地域の実態に注目し、その視角から、戦後社会教育改革の実像の解明に接近することを試みるものである。その際、戦後社会教育の中心施設とされる公民館、すなわち、戦後初期公民館（1946年～1953年頃の公民館。以下、初期公民館、または、単に公民館と記す）をめぐる動向に注目する。なぜならば、戦後社会教育改革の一環として構想された公民館は、戦後社会教育改革の理念を集中的に具現し、戦後社会教育の新しさを象徴するものと考えられているからである<sup>4)</sup>。

本稿は、紙数の関係上、愛知県の事例、そのなかでも、戦後初期の愛知県において活発な活動を展開していた額田郡幸田村の公民館の事例に絞り、その成立・運営過程を素描することを通して、愛知県下の公民館をめぐる地域史の実態の一部を実証的に明らかにすることを主な目的とする。

\*ますかわ こういち 岐阜大学生涯学習教育研究センター

キーワード：戦後社会教育改革／戦後初期公民館／愛知県幸田村／愛知県幸田村公民館／公民館の設立・運営

## 2. 戦後初期愛知県の社会教育行政の動き

### — 公民館の設置を中心に —

まず、戦後初期愛知県の社会教育行政組織についてみる<sup>5)</sup>。

1946年3月には、県の教学課のなかに、社会教育係が置かれ、同年12月には、社会教育課が教学課から独立することとなった。さらに、1948年12月の「愛知県教育委員会事務局処務規則」制定にもなっており、県教育委員会に社会教育部が置かれ、そのなかに、社会教育課と文化課が設置されることとなった。社会教育部長には、学校教育部長の依田百三郎が兼務し、社会教育課長には中島俊教が就任し、文化課長は、部長が兼務することとなった。このような組織により、視聴覚、芸術、文化財、図書館、宗教関係が文化課の所管、その他の社会教育関係の仕事が、すべて社会教育課の所管となったが、1950年8月には、中島社会教育課長が文化課長を兼ねることとなり、文化、社会教育の2つの課が、一本化されることとなった。愛知県には、1945年9月に第30軍政部が設置され、1946年4月には場所が愛知県庁内へ移り、また、1946年7月には、各県軍政部の上部組織である地方軍政部が名古屋市内に設置された。

この間の愛知県における社会教育・公民館に関わる主な動きは、おおよそ以下のようであった<sup>6)</sup>。

1945年12月頃から、各種の啓蒙講座が開催されていたが、軍政部の指導により、1947年5月に、第1回社会教育研究大会が開催されることとなった。また、1947年11月には、県連合青年団の結成、県視聴覚教育協会の発足があった。さらに、この頃から、CI&Eの巡回映写が行われるようになった。1948年以降は、CI&Eの指導による青少年指導者講習会及び伝達講習会、青少年指導顧問制度、研究青年団の設置等が具体化され、その他、ナトコ映写機とフィルムの貸与が行われるようになった。1949年2月からは、軍政部の命令もあって、成人学級が開講されることとなったが、1949年7月からは、愛知県教育委員会主催の社会学級が全県的に取り組まれるようになった。

愛知県で初めて公民館が設置されたのは、碧海郡桜井村公民館で、1946年11月6日に設置された<sup>7)</sup>。この時期に設置されたものとしては、1946年12月8日設置の碧海郡安城北部公民館、1947年2月10日設置の丹羽郡楽田村公民館がある<sup>8)</sup>。

愛知県では、社会教育法公布前の1949年3月1

日現在の公民館設置率（公民館を設置している市町村の割合）は、約45%となっているが、これは、全国第17位の設置率である<sup>9)</sup>。

愛知県の場合、1952年段階で、公民館設置率が69%であるが、その設置については、地域によって偏りがみられる。公民館の設置は三河部が中心となり、その設置率が90%であるのに対して、尾張部は40%をわずかに超える程度でしかない。三河部でも、東加茂、西加茂、幡戸の各郡部では、100%の設置である<sup>10)</sup>。

## 3. 戦後初期幸田村における社会教育活動と公民館の設置

幸田村の戦後社会教育活動のはじまりは、1948年1月の社会教育委員会設置にあるといえる。

1945年12月1日の「文部省訓令 社会教育委員規程」に基づいて、文部省に20名の委員が設置されたのに続いて、1946年5月31日に、「都道府県社会教育委員並びに市町村社会教育委員設置について」（発社93号文部次官）が通達され、愛知県では、1947年10月に社会教育委員を配置した<sup>11)</sup>。

幸田村では、1947年8月16日に額田地方事務所から、各町村宛てに通達された「町村社会教育委員の設置について」を受けて、10月23日に社会教育委員の委嘱を行い、一部の辞退者があったものの、12月19日に村社会教育委員会の結成式を行っている<sup>12)</sup>。そして、「幸田村社会教育委員会規程」（以下、規程と記す）を設け、それに基づいて、委員会の役員を1948年1月10日付けで委嘱して、活動をはじめるところとなった。社会教育委員会の活動は、規程第5条によると、「社会教育の刷新・振興に関し、具体的方策を審議する」とともに、「当局に対し、助言をなし方策の実践を図り」、また「各種教養団体の指導連絡」を行うというものであり、当時の社会教育委員会は、村の社会教育活動の企画を行う中心機関であると同時に、活動を推進していく上での実行機関としても位置づけられていた。幸田村の社会教育委員の構成については、郡地方事務所から、「社会教育委員に選出して頂く顔ぶれの参考」が提示されており、これを参考に構成されたと思われるが、例えば、村長、村議会議長の他、各地区の部落主事等が委嘱されており、村内の学校の教員（学校長が5名）とともに、委員会内で占める割合が大きい。村内の諸団体においては、特に青年団から2名選出されて

いる。また、委員の他に、各地区の部落主事が支会長とされ、顧問として県議会議員、巡査部長、駅長等が委嘱されている。

村の社会教育活動は、この社会教育委員会が中心となって進められることとなったが、初めての委員会の場での議題は、「事業の件 予算の件 婦人会結成の件 その他」となっており、村の社会教育全般についての検討がこの場でなされた。

当時村学務課で社会教育を担当しており、後に公民館職員となった志賀又郎によると、敗戦直後の幸田村にあつては、「食糧増産」、「生活改善」、「民主主義の普及」、「衛生問題」、「文化的活動の振興」等が大きな課題になっていたという。志賀は、次のように回想する<sup>13)</sup>。

「食糧事情が悪く、食糧が非常に不足していた。食糧危機のなかで、食糧増産と農業復興がまず課題であった。(中略)生活に関しても、これまでの不合理な形態から合理的な形へ改めていくこと、そして、村の封建的な因習を打破し、民主主義を普及すること、(中略)さらに農家の衛生に関すること、農家では牛や豚を飼っていたので、蚊や蠅、ねずみを駆除し、衛生的な環境をつくること(中略)、とくに青年らの娯楽、文化的活動の振興。これらが大きな課題となっていた。」

「食糧増産と農業復興」に関しては、1947年に村立の研究農場を発足させ、農業改良普及員を設置するなどして農業経営の指導にあたり、また、青年の活動については、1947年頃から学区青年団が形成され、奉仕活動や演劇活動などの「文化的活動」を行っていた。しかし、「地域にうずまく」、「食糧増産」・「生活改善」・「民主主義の普及」・「衛生問題」・「文化的活動の振興」等の課題に、「組織的・合理的に取り組む場」はなく、研究農場や青年団における活動も「種々支障もでてきて思うようにいかなかった。ちょうどその頃文部省や県より公民館の設置の奨励がなされ、その内容が求めていた学習の場としての内容と一致していたので」、公民館設置についても、既述の社会教育委員会のなかで検討、設立準備が進められることとなり、委員会における討議を経て、1948年5月1日に、幸田村役場内の一角に公民館が設置されることとなった<sup>14)</sup>(以下、村公民館、あるいは、中央公民館と記す)。

#### 4. 幸田村公民館の歴史的位相

設置された村公民館は、当初、専用の建物、館則等もなく、社会教育委員会の打ち合わせに利用される程度であった<sup>15)</sup>。したがって、幸田村での公民館活動の実質的な始まりは、村公民館設置から2か月後の、7月1日に村内大草部落に大草部落公民館が設置されてからであるといわれている<sup>16)</sup>。1948年には、大草に続いて、8月1日、東部部落に東部部落公民館、10月5日、荻部落に荻部落公民館が設置された(以下、各部落に設置された公民館を部落公民館、あるいは、分館と記す)。

こうした部落公民館は、1949年の社会教育法公布・施行を受けて村の公民館に関する条例等ができるまでに、計5館が設置された。部落公民館の活動内容は、教養主義的な学級・講座にとどまらず、農業経営、生活改善、公衆衛生、有線放送設備設置等、多岐にわたっている。

社会教育法制定後、部落公民館は、分館へと位置づけが変わっていくが、幸田村の公民館活動の中心は、これら部落公民館(分館)の運営・活動にあったといえる。

ところで、幸田村では、1949年6月の社会教育法の制定を受けて、1949年12月の村議会で、公民館運営に関する条例等を定めて運営組織の改革を行っているが、そこでは、それまで村の社会教育活動の中心となってきた社会教育委員を解職し、かわって、公民館運営審議会委員と同一のメンバーを改めて社会教育委員に委嘱し、社会教育活動の企画・立案、審議、運営の中心とした。

村の条例制定によって初めて法的根拠をもった公民館は、規則で部制を設けて活動を展開していくこととなった。施設の面でも、1951年に鉄骨3階建ての中央公民館を新築している。この時期は、分館の活動に加えて、中央公民館の部においても事業が進められており、視聴覚教育、成人学級、社会学級、青年学級、村の中心にある紡績工場での勤労者学級などに取り組むこととなった。

この間、1948年、1949年には、部落公民館(1948年大草、1949年東部)が、1950年から1953年までは、村公民館(中央公民館)が、県教育委員会から運営研究公民館の指定を受け、1951年6月には額田地方事務所から、また、1951年11月には県教育委員会から優良公民館表彰を受けた。さらに1953年11月には、①分館の各戸への有線放送設備、②分館活動、視聴覚教育、生活改善運動への取り

組み等が評価され、文部大臣から全国優良公民館として表彰されている<sup>17)</sup>。

## 5. 幸田村における公民館の設置とその特色

### (1) 村公民館と部落公民館の設置

幸田村に公民館が設置されたのは、1948年5月1日であったが、村公民館と部落公民館の設置にいたるまでの経過を、もう少し詳細にみとめることとする<sup>18)</sup>。

先にも触れたように、幸田村の初期の社会教育活動の中心となったのは、社会教育委員会であった。村の公民館の設置についても、この委員会の場で検討されることとなった。

ところで、社会教育委員会の設置に関する通達と同時に愛知県内各町村には「愛知県社会教育の方針」(各町村長宛て)と題する文書が配布されているが<sup>19)</sup>、そのなかに、「二、施設の拡充強化」の項目中、「(一) 強化拡充しようとする施設の種類の

第一類 如何なる町村でも急速に完備すべきもの」として、「総合施設としての公民館」の設置が取り上げられている。また、郡全体の社会教育委員の会議において、町村の社会教育委員に対して公民館の設置状況の報告を求めたり、1948年1月に開催された郡全体の社会教育委員会では、議題のなかで「強力に推進する」事項として、「公民館の設置促進」が掲げられるなど、各町村社会教育委員会に公民館設置の協力が呼びかけられていた。さらに、1948年3月には、郡内各町村社会教育委員1名ずつが、愛知県の公民館設置第1号であり活発な活動を行っていた碧海郡桜井村公民館を合同視察している。

こうした郡全体の公民館設置推進の動きのなかで、幸田村内でも公民館設置が本格的に検討されていくこととなった。村の社会教育委員会の定例会のなかでは、毎回、公民館の設置促進が協議されていた。しかし、公民館の設置については、委員会の内部でも、少数ながら反対の意見が示されていたようである。この点について、例えば志賀又郎は、1953年の『公民館報告書』のなかで、次のように記している<sup>20)</sup>。

「極めて少数であるが、面倒だからという類廃的の者、従来のように天降り式御用党となりがちだとの心配家……等に戦後の再建は公民館運動でなければならないことを事実により懇ろに語り合い了解を求め、納得してもらえ、単なる

杞憂にすぎなかった。」

「天降り式御用党となりがちだ」との指摘に顕著に現れているように、公民館の設置にあたっては、公民館のもつ「権力の上からの意図の伝達機関としての性格・機能」に対する拒否反応もあったが、一方で、設置に先だっては、桜井村公民館の視察内容を委員会の場で詳細に報告をするなどして、公民館が実質において地域の学習・教育活動を担う住民の参加を求めつつ、食糧増産、生活改善、衛生問題等地域住民のリアルな生活要求を満たす学習・教育活動を産み出す場として機能することを「懇ろに語り合い」、公民館設置にむけての気運を高めていったのである<sup>21)</sup>。

こうして、1948年5月1日に、村役場の一角に、村公民館を設置する運びとなったが、部落公民館については、当時幸田村社会教育委員として社会教育活動に関わっていた石川庄平によると、「村で公民館活動をするにも、予算がないし、建物もすぐにはできないであろうから、まず、各部落に公民館をつくれるところからつくっていきこう<sup>22)</sup>」ということになったようである。財政的に許される範囲内で、例えば、1948年7月1日に大草部落、8月1日に東部部落、10月5日に荻部落、1949年7月24日に岩堀部落、10月5日に久保田部落など、順次、部落公民館が設置されることとなった。

### (2) 公民館財政—公民館関連予算—

まず、村全体の財政状況についてみる。幸田村には、繊維工場がいくつもあり、とくに1946年に進出した三菱系の会社は、創業当初は、占領軍向けの物資の生産を行っていたが、1950年には企業再建整備法に基づき、新光レイヨン株式会社(1952年に三菱レイヨンと改称)として発足し、紡績部門への増強をはかり、紡績機数約7万台という日本有数のレイヨン工場へと発展した。当時は、「ガチャマン」といわれたほど、繊維工業の景気がよく、生産の拡大とともに、三菱レイヨンをはじめ、村内の企業からは、かなりの額の租税が納められることとなった<sup>23)</sup>。このため、村の財政は豊かなものとなり、また、村が社会教育活動を重視していたこともあって、とくに1950年度以降、社会教育関係予算—ひいては、公民館関係予算—が、かなりの額で確保されることとなったのである<sup>24)</sup>。

例えば、1948年度予算においては、「借家及損料」という名目で、部落公民館への助成金(年額10,000

円)と備品費として公民館用図書費(年額6,000円)が計上されるにとどまっていたが、1950年度予算においては、村全体予算の5%,教育関係予算の約20%を公民館関係予算が占めている。また、1952年度予算においては、公民館関係予算が200万円をこえ、村民1人当たり換算すると、143.7円と多額となっている。1952年当時行き詰まりをみせはじめていた公民館活動を前進させるためには、住民1人当たり100円をこえる予算確保が必要であるといわれていたなかで<sup>26)</sup>、幸田の予算はその大台を超えていたのである。

### (3) 施設・設備

村(中央)公民館の設備としては、産業器具、視聴覚機材が整えられていることを、特徴としてあげることができる<sup>26)</sup>。産業器具のうち動力噴霧器は村内での消毒用に使われ、土壌酸度検定器は施肥の研究に使用された。また、視聴覚機材として、録音機や幻燈機が設置されていた。村の社会教育の方針として、視聴覚的教育手法を取り入れた活動を行うことが掲げられており、石川によれば、当時、町村レベルで録音機や幻燈機を保有しているところはほとんどなく、村の視聴覚教育活動、とりわけ、分館でのスライドづくり等に大きな威力を発揮することとなった<sup>27)</sup>。特に幻燈機に関しては、「幻燈機貸し出し規程」を1949年3月に定めて、住民に対して無料貸し出しを行っていた<sup>28)</sup>。

また、幸田では、公民館図書室の蔵書が、かなりの数にのぼっていたことも特徴としてあげることができる。1952年度の全国優良・準優良公民館での蔵書数が、平均3,020冊で、公民館が目標としている図書活動を行うための最低必要冊数が3,000冊といわれていたなかで<sup>29)</sup>、9,435冊もの蔵書を有していたのである。

村が施設としての公民館をもつようになったのは、1950年1月からである。1950年1月28日に県に提出された「公民館調査書」によると、「専用、改築1階建て、建坪30坪、間取りは、集会室20坪(畳敷き)、控え室1.5坪、土間6坪(学務係)」と報告されている<sup>30)</sup>。

村の公民館が新築されたのは、1951年5月である。鉄骨3階建てで、改築の木造平屋建てに加えて、406坪の広さをもっていた。この建物は、幸田村中学校体育館(講堂)と兼ねていたもので、2

階部分が講堂で舞台が設けられ、3階部分には映写室があった。公民館は、主として1階部分が中心となり、集会室、湯沸室、和室が2間(8畳、10畳各1)設けられていた。木造平屋建ての建物は、「幸和寮」と呼ばれ、各種の会議がもたれるなどして公民館活動の中心の場となっていた。

## 6. 部落公民館の設置、運営

### (1) 部落公民館の設置と運営組織

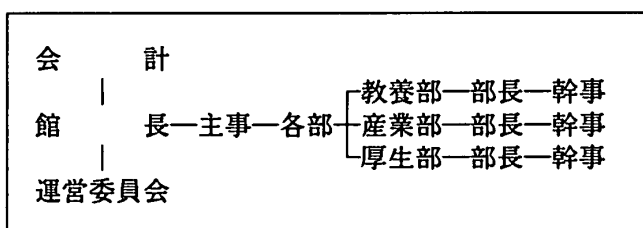
次に部落公民館の設置と運営組織について、大草部落公民館を例にして試みる<sup>31)</sup>。既述のように、大草公民館は1948年7月1日に開館したが、管轄範囲としては大草と高力の2つの地区を含む形で活動が始められた。2つの地区は、合わせて360戸で、規模としてはかなり大きな範囲を含んでいた。

大草公民館では、その設置にあたり公民館館則を設けている。館則の特徴としては、次のような諸点をあげることができる<sup>32)</sup>。

- ①公民館の性格を、「住民総てが民主的に親睦を図り文化教養を豊かにし産業を興し文化理想郷を建設する機関である」とし、部落振興の総合機関として位置づけている。
- ②運営にあたっては、部制を設けている。
- ③「事業の企画運営予算決算の審議」を公選された運営委員が行い、また、運営委員は館長を推薦するものとされている。
- ④館運営の経費を住民の負担金、寄附金等にも求めている。

公民館の運営組織は、職員15名(館長1名、主事3名、部長3名、幹事7名、会計1名)、運営委員が36名となっている。運営組織図は、下図(図1)のとおりである。各々の任務については、館長は、「本館を代表し、館務を総理する」ものとされ、主事は、「館長を補佐し、事業の計画運営指導と事務の処理に当たる」とされた。また、部長は、「所属部を代表し、その部一切の計画運営と事務を

図1 大草部落公民館の運営組織図



処理する」, 会計は, 「会計事務を掌る」, 幹事は, 「館長の命を受けて事務を掌り, 或いは, 部長の命により部事業の遂行を掌る」, 運営委員は, 「館長を推薦し, 事業の企画運営予算の審議を行い, 館長の諮問に応じ之を補佐する」ことが, それぞれ任務とされていた。

運営委員は, ①部落内での有力者(村会議員など), ②部落の自治組織の代表(実行組合長, 消防団長), ③部落内での産業組織の代表(農業協同組合長, 指導農場の長, 搾油組合長), ④婦人代表, ⑤青年代表, ⑥その他, 共同募金会委員長, 農村組合代表, 県防疫要員といった幅広い層から選出されていた。とくに, 青年代表が, 各部の幹事に併任され, 事業の執行にあっていたことは, 青年層の活動を公民館が重視していた事実を実証するものとして注目できる。また, 婦人代表と女性の青年代表を合わせて, 女性が全体の委員数の6分の1を占めていたことも特徴のひとつとすることができる。

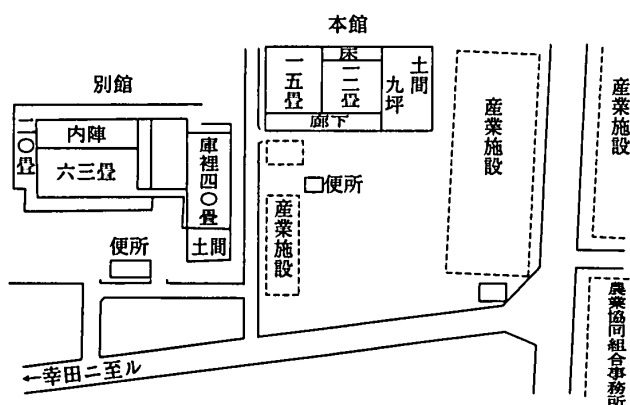
大草部落公民館では, 運営委員の数が多いため, 運営委員会のなかにさらに役員会を組織し, また, 各部のなかにも役員会を設置するなどして活動を進めた。

以上は, 公民館の組織化や運営が形式上は村行政によって進められながら, 実質においては住民を公民館の組織・運営の基礎とし, 公民館の運営を直接住民の手にゆだねようとするなかで, 住民自治を準備していった過程とみることができよう。

## (2) 部落公民館の施設・設備

部落公民館(分館)の施設についてみる<sup>33)</sup>。社会教育法施行前に, 大草, 東部, 荻の3部落で部落公民館が設置されているが, このうち, 大草

図2 幸田村東部公民館略図



では, 専用の建物はなく, 部落内の3つの寺院を公民館として転用していた。東部では, 本館と別館が設置され, 本館となっている部分が, 旧区長事務所を公民館として改築したものであり, 別館は部落にある寺院を転用して利用していた。一方, 荻では平屋建て41坪の公民館を新築することで, 専用の建物を確保していた。東部部落公民館の関連施設の配置は, 図2のようであった<sup>34)</sup>。

部落公民館に配備された設備としては, 例えば, 大草においては, 食品加工設備が含まれていることを特徴点としてあげることができる。また, 公民館で月2~3回の青年団の奉仕活動として, 理髪を行う際に用いるための理髪器具も配備されていた。その他, 篤志家からの寄附による図書は200冊, 寺院に備えられていた3台のラジオ, オルガンなどが, 公民館の設備としてあった。また, 東部では, 精米機2台, 製麺機2台, 特殊施設としての醤油醸造設備, 縄をなう機械や鶏の飼育施設等も置かれていた。

幸田村の部落公民館(分館)の設備のなかで, 特徴あるものとしてあげることができるのは, 部落放送設備(有線)である。部落放送設備を設置することによって, 部落内の連絡を徹底し, 時には, 農作業をしている者に天気予報を知らせるなど, それは, 一種の産業振興方策としての性格をもつものでもあった。この部落放送設備を最初に設けたのは東部公民館であった。東部公民館で部落放送がめざましい成果をあげたために, 村内の他の部落へも設置が進められることとなった。この分館の部落放送設備は, 幸田村における公民館の活動のきわだった特徴点として, 県内はもとより, 全国的にも紹介されることとなった<sup>35)</sup>。

## (3) 部落公民館の財政的基盤

いくつかの部落公民館, 分館の予算の推移をみると<sup>36)</sup>, 次表(表1)のとおりとなっている。

予算規模は, 部落によって様々である。例えば, 1950年度の東部では270,300円を, 1952年度の鷺田においては, 598,000円を予算計上しており, 額が飛び抜けて大きい。これは, 有線放送設備を配置したことによるものである<sup>37)</sup>。

表2は, 1950年度における部落公民館, 分館予算の歳入の内訳を示したものである<sup>38)</sup>。

このなかで注目されるのは, 公民館維持会や団体からの支出金や寄附金と村費(村からの交付金

表1 部落公民館(分館)の予算の推移 単位:円

分館名	1950年度	1951年度	1952年度
大草	58,104	75,300	105,800
東部	270,300	102,000	87,000
荻	11,530	11,550	21,000
鷺田	69,244	37,800	598,000
深溝	108,300	118,000	117,000
横落	20,000	50,000	15,000

の姿を読みとることができるのではないと思われる。

### 7. おわりに

以上、本稿においては、愛知県額田郡幸田村を事例として、戦後初期における公民館の成立・運営過程を、実証的に明らかにしてきた。

幸田村の公民館は、基本的には、公民館の始まりである文部次官通牒「公民館の設置運営について」(1946年7月5日)が示す公民館構想に対応するものではあるが、必ずしもすべての面で同一でなく、(1)部落公民館(分館)を中心とする活動、(2)視聴覚教育の充実、幻燈機や有線放送設備など、視聴覚設備の整備、(3)公民館における図書室の整備・拡充、(4)青年層や女性を積極的に登用した運営体制、(5)職員体制の充実、(6)公民館の財政的基盤の充実—村(公)費と住民の自己負担による—などの点に関しては、一般の公民館に比べて、より顕著であったといえるだろう。こうした特徴をもつ公民館が設置されることによって、幸田村では、当時の住民のリアルな生活要求に支えられた様々な学習活動が展開され、住民自治のもと村の振興が進められていったのである。

最後に、地域における社会・生活構造や住民の生活実態に関する詳細な分析と公民館の具体的な活動内容の解明をもとに、幸田村の初期公民館の実像をさらに実証的に浮き彫りにすることを通して、愛知県下の公民館成立史の特徴を明らかにする、ということを経後の研究課題として記しておく。

### 注

- 1) 例えば、小川利夫・新海英行編『GHQの社会教育政策—その成立と展開—』大空社、1990年など。
- 2) 辻浩「岐阜県占領期社会教育史研究の意義と方法」名大社教『社会教育研究年報』第7号、1988、pp.8-9。
- 3) 小川利夫「共同研究・東海戦後社会教育史によせて」東海社会教育研究会『東海の社会教育 特集:占領下岐阜県社会教育の証言』1987年。
- 4) 宇佐川満「公民館構想について」『大阪学芸大学紀要 9』1968年、小林文人「公民館の制度と活動」国立教育研究所編『日本近代教育

表2 部落公民館(分館)の歳入(1950年度) 単位:円

	大草	東部	深溝
国費	0	0	0
県費	0	0	0
村費	19,680	10,300	16,320
事業収入	0	0	0
公民館維持会	0	210,000	40,000
寄附金	0	20,000	1,000
団体支出金	35,000	25,000	50,980
その他	3,424	5,000	0
合計	58,104	270,300	108,300

＝公費)によって、大部分の部落公民館の運営・活動費用がまかなわれていたという事実である。先に見たように、村の公費による手厚い援助によって公民館の整備、拡充が行われる一方で、各部落においては、団体等からの支出金や寄附金、すなわち、部落の住民の自己負担によって、公民館の運営・活動が行われていたことがうかがえる。1952年の例をみると、部落公民館のなかで最も活発な活動を行っていたとされる<sup>39)</sup>東部部落公民館では、部落公民館(分館)予算に占める一戸あたりの負担額(予算額を部落の戸数で割ったもの)は、1,775円にも上っている<sup>40)</sup>。志賀によると、住民の負担に関しては、「皆、誰かにいわれて無理に公民館のためのお金を出したのではなく、ある意味喜んで出してくれた」と回想している<sup>41)</sup>。こういったなかに、必ずしも明確ではないにしても、地域課題の解決を進め、自らのリアルな生活要求を満たしてくれる場として公民館をとらえ、多様な学習・教育活動を産み出していこうとする住民

- 百年史8 社会教育(2)』教育研究振興会などを参照。
- 5) 戦後初期愛知県社会教育行政の動きについては、主として愛知県教育委員会社会教育課編集・発行『社会と教育』(当初、愛知県社会教育係編集・発行の『社会教育時報』、後に『あいち 社会と教育』、1949年から『社会と教育』に改称)に基づいた。
  - 6) 戦後初期愛知県における社会教育にかかわる主な動きは、同前、『社会教育時報』、『あいち 社会と教育』、『社会と教育』に基づいた。
  - 7) 『社会と教育』第34号、1949年11月号、p.8.
  - 8) 『社会と教育』第27号、1949年4月号、p.5.
  - 9) 『社会と教育』第31号、1949年8月号、pp.10-11.
  - 10) 『社会と教育』第63号、1952年4月号所収、「愛知県における公民館の地域別設置率」より。
  - 11) 前掲、「公民館の制度と活動」、p.657、及び、中島俊教「戦後の社会教育を顧みる」、『社会と教育』第66号、1952年7月号、p.5.
  - 12) 幸田村役場『昭和二十二年以降社会教育に関する綴』。以下、幸田村の社会教育委員会に関する記述は、特に注を付しているもの以外、幸田村役場『昭和二十二年以降社会教育に関する綴』に基づいた。
  - 13) 志賀又郎(教員退職後、1947年から1959年まで幸田村(町)学務課、教育委員会に勤務。1950年から公民館職員を務める。幸田村における初期公民館活動の中心的存在)の証言記録(プリント記録、1980年5月2日インタビュー)。
  - 14) 幸田村役場『昭和二十二年以降社会教育に関する綴』、及び前掲志賀の証言記録。
  - 15) 前掲、志賀の証言記録。
  - 16) 前掲、幸田村役場『昭和二十二年以降社会教育に関する綴』及び前掲、志賀の証言記録。以下、幸田村における公民館に関する記述は、とくに注を付しているもの以外、幸田村役場『昭和二十二年以降社会教育に関する綴』及び志賀の証言記録(プリント記録、1980年5月2日インタビュー)に基づいた。
  - 17) 社会教育連合会編集・発行『公民館月報』1953年12月号、p.6.
  - 18) 前掲、幸田村役場『昭和二十二年以降社会教育に関する綴』及び前掲、志賀の証言記録。
  - 以下、額田郡内の社会教育の動向及び幸田村における公民館に関する記述は、とくに注を付しているもの以外、幸田村役場『昭和二十二年以降社会教育に関する綴』及び志賀の証言記録(プリント記録、1980年5月2日インタビュー)に基づいた。
  - 19) 「愛知県社会教育の方針」(1947年8月16日付け文書)。
  - 20) 前掲幸田村役場『昭和二十二年以降社会教育に関する綴』に所収。
  - 21) 前掲、志賀の証言記録。
  - 22) 石川庄平(東部部落主事を務めながら、幸田村社会教育委員として社会教育に携わる。)の証言記録(プリント記録、1980年5月2日インタビュー)。
  - 23) 幸田町編『幸田町史』1974年、p.510.
  - 24) 前掲、幸田村役場『昭和二十二年以降社会教育に関する綴』及び前掲、志賀の証言記録。以下、幸田村における公民館関係の財政、予算に関する記述は、とくに注を付しているもの以外、幸田村役場『昭和二十二年以降社会教育に関する綴』及び志賀の証言記録(プリント記録、1980年5月2日インタビュー)に基づいた。
  - 25) 前掲、社会教育連合会編集・発行『公民館月報』1952年11月号、p.6.
  - 26) 前掲、幸田村役場『昭和二十二年以降社会教育に関する綴』及び前掲、志賀の証言記録。以下、幸田村における公民館の施設・設備に関する記述は、とくに注を付しているもの以外、幸田村役場『昭和二十二年以降社会教育に関する綴』及び志賀の証言記録(プリント記録、1980年5月2日インタビュー)に基づいた。
  - 27) 石川庄平の証言記録(プリント記録、1980年5月2日インタビュー)。
  - 28) 「幻燈機貸し出し規程」(1949年3月1日付け文書)。
  - 29) 前掲、社会教育連合会編集・発行『公民館月報』1953年12月号、p.6.
  - 30) 「公民館調査書」(1950年1月28日付け文書)。
  - 31) 前掲、幸田村役場『昭和二十二年以降社会教育に関する綴』及び前掲、志賀の証言記録。以下、大草部落公民館に関する記述は、とくに注を付しているもの以外、幸田村役場『昭



- 和二十二年度以降社会教育に関する綴』及び志賀の証言記録（プリント記録，1980年5月2日インタビュー）に基づいた。
- 32) 「大草公民館館則」(1948年7月1日付け文書).
- 33) 前掲，幸田村役場『昭和二十二年度以降社会教育に関する綴』及び前掲，志賀の証言記録. 以下，幸田村における部落公民館（分館）の施設・設備に関する記述は，とくに注を付しているもの以外，幸田村役場『昭和二十二年度以降社会教育に関する綴』及び志賀の証言記録（プリント記録，1980年5月2日インタビュー）に基づいた。
- 34) 「幸田村東部公民館略図」（ガリ版刷り文書）.
- 35) 前掲，社会教育連合会編集・発行『公民館月報』1952年11月号，p.6.
- 36) 「分館予算の推移」（1952年度 ガリ版刷り文書）.
- 37) 前掲，幸田村役場『昭和二十二年度以降社会教育に関する綴』.
- 38) 「分館予算の歳入」（1950年度 ガリ版刷り文書）.
- 39) 前掲，志賀の証言記録.
- 40) 前掲，幸田村役場『昭和二十二年度以降社会教育に関する綴』.
- 41) 前掲，志賀の証言記録.

〈Research Note〉

**The Institution and Management of Citizen's Public Halls in Aichi Prefecture in the Early Postwar Period**  
 — A Study in Kota Village, Aichi Prefecture —

**Koichi MASUKAWA** (*Gifu University*)

In the rapidly changing world of adult education in Japan, we need to return to the fundamentals, and then, we need to consider the detailed studies about adult educational reform during the early postwar period.

Citizen's Public Hall was instituted in the early postwar period as a link in the chain of adult educational reform and symbolizes its newness after the war.

The aim of this paper is to clarify the process of the formation and institutionalization of Citizen's Public Halls from 1946 to 1953, focussing on the Citizen's Public Hall of Kota Village, Aichi Prefecture.

This paper consists of the following. : (a) A preface, describing the purpose and method of this study, (b) an explanation of the adult education movement's administration in the early postwar period in Aichi Prefecture — focussing on the formation of Citizen's Public Halls, (c) a

description of the adult education movement's administration in the early postwar period in Kota Village, Aichi Prefecture — focussing on the formation of Citizen's Public Halls, (d) an analysis of the formation, management and activities of the Citizen's Public Hall of Kota Village, Aichi Prefecture in the early postwar period, and (e) the conclusion.

The conclusion includes the following points : The Citizen's Public Hall of Kota Village, Aichi Prefecture was a model for other Citizen's Public Halls, especially, from the viewpoints of the establishment and equipment, educational finance and steering committee.

---

Key words : Adult Educational Reform during the Early Postwar Period / Citizen's Public Halls in the Early Postwar Period / Kota Village, Aichi Prefecture / The Citizen's Public Hall of Kota Village, Aichi Prefecture / The Institution and Management of Citizen's Public Halls

この国における社会教育をめぐる意識の動きの中で、私には原点にもとる必要があり、戦後初期の社会教育改革に関する詳細な研究を行う必要がある。

公民館は、戦後初期に社会教育改革の一環として設立され、戦後社会教育の新しさを象徴するものである。

本稿は、特に愛知県の幸田村公民館に注目し、1946年から1953年に至る草創期の公民館の設立過程を明らかにすることを目的とする。

本稿の内容は以下のとおりである。(a)はじめに本研究の目的と方法、(b)戦後初期愛知県における社会教育行政の動き—公民館の設置を中心にして—、(c)戦後初期愛知県幸田村における社会教育行政の動き—公民館の設置を中心にして—、(d)戦後初期における愛知県幸田村公民館の設立・運営過程と活動、(e)及び、結論。

本稿の結論は、以下のとおりである。

愛知県幸田村公民館は、とりわけその施設・設備、財政、運営委員会の面において、他の公民館のモデルとなった。

#### 4. 氏名・所属

Koichi MASUKAWA 益川 浩一 (ますかわ こういち)

Gifu University Associate Professor 岐阜大学助教授教育学部

タイトル

戦後初期愛知県における公民館の設立・運営過程に関する研究

— 額田郡幸田村を中心に —